中労委、平6不再8、平7.7.19

決 定 書

再審査申立人 学校法人ワタナベ学園

再審査被申立人 自治労・越谷地域労働者連合組合 ワタナベ学園関連支部

主

本件初審命令主文第1項を取り消し、同項に係る再審査被申立人自治労・越 谷地域労働者連合組合ワタナベ学園関連支部の救済申立てを却下する。

理由

中労委平成6年(不再)第8号事件再審査申立人学校法人ワタナベ学園(以下「学園」という。)は、本件初審命令が、主文第1項で上記事件再審査被申立人自治労・越谷地域労働者連合組合ワタナベ学園関連支部(以下「組合」という。)が申し入れた平成4年度賃金引上げに係る団体交渉に予算書、決算書等の経理資料を提示し、学園が主張する回答の根拠を具体的かつ客観的に説明する等して誠実に応じなければならない旨、同第2項で組合が申し入れた労働時間短縮に関する専門委員会の答申に係る団体交渉に、誠実に応じなければならない旨及び同第3項で第1項及び第2項に関する組合への文書手交をそれぞれ命じたことを不服として、当委員会に再審査を申し立てた。

平成7年1月5日、当委員会において、初審命令主文第1項に係る部分を除いて学園と組合との間で和解が成立し、学園は初審命令主文第2項及び第3項の部分に係る再審査申立てを取り下げた。

さらに、組合から同年1月31日付けで、初審命令主文第1項に係る救済申立てを維持する意思を放棄する旨の上申書が当委員会に提出された。

よって、当委員会は、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第56条第1項により準用される同第34条の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成7年7月19日

中央労働委員会 会長 萩澤清彦 ⑩